

# 入札説明書

秋田県政策企画部デジタル政策推進課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「規則」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）等に基づき、秋田県が発注する調達業務に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達内容

Gemini Enterprise サービス

### (2) 調達物品の仕様及び数量等

別添「Gemini Enterprise サービス利用調達仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

## 2 入札参加資格の確認手続

### (1) 入札に参加する者に必要な資格

- ① この入札の公告期間において、施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 公告日から当該調達の開札日までの間に秋田県から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有していること。
- ⑥ 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。
  - ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。
  - イ 構成員の全てが上記①から④までの要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

### (2) 提出書類

- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 申告書（様式第1号-1）
- ③ 共同企業体の場合は共同企業体協定書の写し

### (3) 提出方法

「令和8年度 Gemini Enterprise サービス利用契約 一般競争入札参加資格確認申請」フォームより提出すること。

【提出フォームURL】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/5384851435927323459>

### (4) 提出期限は、令和8年5月22日（金）午後5時までとする。

## 3 契約条項を示す場所等

### (1) 契約事項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 010-8572 秋田市山王三丁目1番1号  
秋田県政策企画部デジタル政策推進課 デジタルガバメント推進チーム  
(電話番号 018-860-4206)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
令和8年5月15日(金)から同月22日(金)までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

#### 4 入札

- (1) 入札書の様式  
別紙に示す入札書の様式とする。
- (2) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は封筒に入れ密封し、その封筒に入札者の法人名等、開札日及び契約名を記載して提出すること。
- (4) 原則として入札書は入札時に直接提出するものとし、やむを得ない場合は郵便によることができる。(郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と表記し、中封筒には上記(3)の内容を記載すること。なお、入札執行者あて親展とし、配達証明書付郵便書留によること。)
- (5) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
令和8年5月27日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に提出

#### 5 代理人による入札

- (1) 代理人に入札書を提出させるときは、別紙に示す委任状を持参させ、入札執行者に提出しなければならない。
- (2) 入札参加者又は当該代理人(以下「入札参加者等」という。)は、当該入札に係る他の入札参加者等の代理をすることはできない。
- (3) 4(4)の規定は、代理人による入札の場合に準用する。

#### 6 入札及び開札の日時及び場所

令和8年5月28日(木) 午後2時から  
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階 情報化研修室

#### 7 入札保証金

規則第162条第3号により免除する。

#### 8 契約保証金

- (1) 契約保証金  
落札者は、契約金額に金額の100分の10以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第177条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約証書  
イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該業務若しくはこれに相当する業務を履

行した証として、1件の契約で当該契約総額の5割を超える2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類の写し（支払通知書の写し等）

9 入札書の書換え等の禁止

入札金額の書換え、入札書の引替え及び撤回をすることはできない。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ア 委任状を持参しない代理人がした入札
  - イ 当該調達に係る入札公告に定めた資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

11 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと入札執行者が行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 開札に立ち会わない入札者（郵送によって入札書を提出した者）は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（受取人の住所及び氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。
- (4) 開札場所に持参するもの
  - ・身分証明書（運転免許証 等）
  - ・再度の入札または入場者確認に使用する印鑑（印影が変化する印鑑は不可）
  - ・委任状（代表者から入札などに関する委任を受けたものに限る。）

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

13 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県政策企画部デジタル政策推進課 デジタルガバメント推進チーム職員

- 14 契約書の要否  
要
- 15 支払条件  
秋田県が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。
- 16 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 17 守秘義務等  
この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県から提供を受けた文書やデータなど全てについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、本件の業務委託手続き以外の目的に使用してはならない。
- 18 その他
  - (1) 仕様書の中で確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。
  - (2) 当該調達仕様について疑義がある場合は、令和8年5月20日（水）の午後5時までに次の「Gemini Enterprise サービス利用契約に係る一般競争入札に係る質問受付」フォームから提出すること。  
【提出フォームURL】  
<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/1515106172169832122>
  - (3) 共同企業体によって参加する場合は、代表者及び責任者を明確にし、入札書の記載等は代表者名で行うこと。
- 19 事務局  
郵便番号 010-8572 秋田市山王三丁目1番1号  
秋田県政策企画部デジタル政策推進課 デジタルガバメント推進チーム  
(電話番号 018-860-4206 電子メール johoh@pref.akita.lg.jp)